

令和2年度第4回青梅市障害者地域自立支援協議会 次第

令和3年2月22日（月）
書面開催

1 開会
省略

2 あいさつ
省略

3 協議事項

(1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について

ア パブリックコメント結果

期間中の意見はありませんでした。

イ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）（資料1）

① 令和2年12月時点の素案からの主な変更点

成果目標および活動指標を明記し、3か年の取組内容を明確化しました最終案となります。御意見がありましたら、別紙意見提出書に記入の上、期限までに提出をお願いします。

P16 ①、②に主な活動指標を追加

P17 (3)「地域生活支援拠点等の整備」、(4)「相談支援体制の充実、強化等」について、成果目標と主な活動指標を追加。

P18 (6)「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化」に、主な活動指標を追加。

P37 「障害児に対する重層的な地域支援体制の構築」に成果目標を追加。

P38 (2)「医療的ニーズへの対応について」成果目標を追加。

(2) 「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」

の改正について（資料2）

資料2は、改正案の新旧対照表です。介護保険課と合わせて改正する予定です。障がい者福祉課分は、「2(2)」と「2(3)」の部分です。

生活介護等の日中活動支援施設およびグループホームについて、
 昨今の障害福祉サービスの利用状況や市内の整備状況を踏まえ、次
 のとおり区分の見直しを行うものです。

現 行		改 正 案		
・日中 活動支援 施設 ・グ ルー プ ホー ム	一定程度 の必要が ある施設	定員・施設増 を検討する 必要がある	施設・比較的軽度の方の日中活動 支援施設や障害者グループホーム （「重度の方」や「身体障害と知的 障害の重複障害者」のための施設を のぞく。）	変 更
		一定程度 の 必要がある 施設	・「重度の方」や「身体障害と知的 障害の重複障害者」のための日中 活動支援施設やグループホーム	げん こう 現 行 どおり

御意見がありましたら、別紙意見提出書に記入の上、期限までに提出
 をお願いします。

4 報告事項

(1) 青梅市障害者差別解消条例について

ア パブリック・コメントの結果について (資料3)

先月行ったパブリック・コメントに3人から7件の御意見をいた
 だきました。資料3は、御意見に対する市の考え方を付した案です。
 今後、市の考え方を確定次第、市のホームページで公表する予定で
 す。

イ 「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる 共生のまち青梅市条例」の制定について

(資料4-1、資料4-2)

差別解消・権利擁護部会の皆様にも御協議をいただき、(1)アのパ
 ブリック・コメントも経て条例案を策定し、2月18日から開会し
 た青梅市議会に議案として提出しております。資料4-1は「条例
 本文」、資料4-2は「条例の主な特色など」です。

議案審議を経て議決をいただけたら、再来月4月1日から
 条例施行の予定です。

条例第13条にあるとおり、「青梅市障害を理由とする差別解消

支援地域協議会」を立ち上げます。この協議会の委員は、青梅市
障害者地域自立支援協議会の委員も任命することを考えておりま
す。

昨年度、青梅市として条例の必要性について委員の皆様からお伺
いしたところ、普及啓発が重要である、条例は堅いものになるので、
いかに周知していくか、例えば漫画のガイドブックなどで子どもた
ちに分かりやすいものが良いのでは、といった御意見もいただいて
おります。

普及啓発も含めて、御意見がございましたら、別紙承認確認票に
御記入をお願いいたします。

- (2) 市内における虐待通報等の状況および対応について（資料5）
報告書に、通報等の状況として、件数を集計したものを加えました。
11月に通報のあった、障害者福祉施設従事者等に関する通報は、調査
の結果、虐待認定すべき案件はありませんでした。

- (3) 専門部会からの報告
・日中活動・就労支援部会
・相談支援部会
・差別解消・権利擁護部会
専門部会の活動は、緊急事態宣言の発令および延長に伴い休止と
なっており、報告はありません。

- (4) その他
・障害福祉サービス事業所等の職員等に対するPCR検査実施事業
について（資料6）
令和2年度中に、対象事業所の職員および利用者に対し、1人
1回のPCR検査を実施します。検査を希望する事業所が市に申込み、
委託検査業者から検体採取キットが届きます。
検査の結果、陽性であった場合、市内協力医療機関に電話受診
が無料でできます。

5 その他

- (1) 令和3年度青梅市障害者地域自立支援協議会開催日程について

(資料 7)

現時点での予定は、日程は変更になる場合があります。
事前に確認の連絡をさせていただきます。

(2) その他

(3) 次回委員会の開催について

令和3年度第1回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和3年5月28日（金）午後5時45分～午後7時45分

青梅市役所2階 204・205会議室

以上

第6期青梅市障害福祉計画

第2期青梅市障害児福祉計画

（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

令和3年3月
青 梅 市

目 次

第1部 計画の策定に当たって	3
1 計画策定の趣旨・背景	3
2 計画の位置付け・性格	4
3 計画の期間	5
4 青梅市の障害者の現状と前計画の振り返り	6
（1）障害者の推移と傾向	6
（2）障害児の推移と傾向	9
（3）「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」におけるサービスの実施状況、取組の振り返り	11
第2部 障害福祉計画	15
1 成果目標の設定	15
（1）施設入所者の地域生活への移行	15
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
（3）障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等の整備、機能の充実	16
（4）相談支援体制の充実・強化等	17
（5）発達障害者等に対する支援の充実	18
（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化	18
（7）福祉施設から一般就労への移行	19
2 サービス等の見直しおよびその確保策	21
（1）訪問系サービス	21
（2）日中活動系サービス	23
（3）居住系サービス	25
（4）相談支援	26
3 地域生活支援事業	28
第3部 障害児福祉計画	37
1 成果目標の設定	37
（1）障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	37
（2）医療的ニーズへの対応について	38
（3）放課後等デイサービスの質の向上について	38
2 サービス等の見込量およびその確保策	39
（1）相談支援	39
（2）障害児サービス	40
第4部 計画の推進に向けて	43
1 推進体制の充実	43
2 計画の実施状況の点検・評価	43
3 サービス提供事業者の確保	45
4 サービス提供事業者の質の向上	45

5 国・東京都・周辺自治体との連携.....	45
資料編	
1 用語解説.....	48

第1部 計画の策定に当たって

第1部 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

青梅市では、これまで5期にわたり障害福祉計画を策定してきました。平成30年度には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号。「障害者総合支援法等一部改正法」という。）の施行を受け、青梅市においても、障害児通所支援および障害児入所支援、ならびに障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施をするため、「第1期障害児福祉計画」（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）の策定を行いました。

また、令和元年度には、「第5期青梅市障害者計画」を策定し、令和2年度から令和5年度における障害者のための基本的な施策を定めました。今回策定した本計画は、計画の進捗状況や近年の障害者施策等の動向を踏まえて、「第5期青梅市障害者計画」の実施計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とし、「第6期青梅市障害福祉計画」および「第2期青梅市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の位置付け・性格

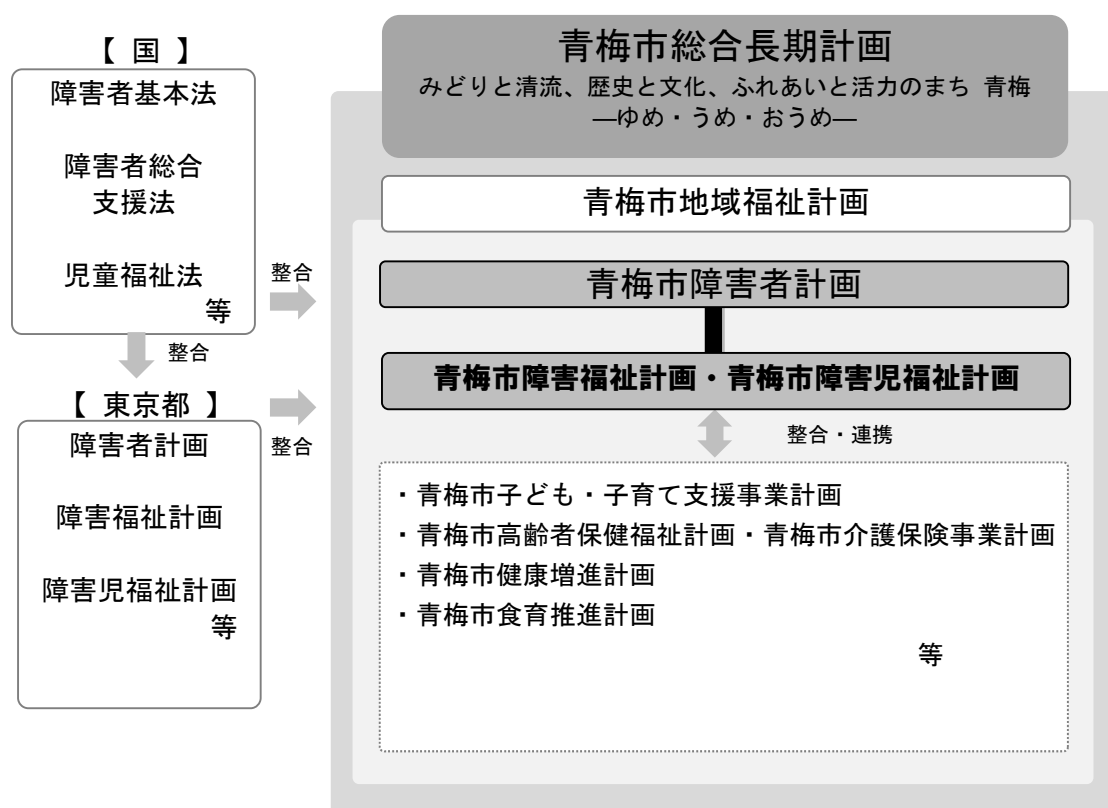
青梅市における行政計画の体系では、「青梅市総合長期計画」が最上位に位置付けられる計画であり、総合長期計画の実現のために、個別の行政計画が策定され、施策が実施されています。

健康福祉分野においては、その基本となる計画として「青梅市地域福祉計画」があり、健康福祉分野の個別の計画のひとつとして、「障害者計画」および「障害福祉計画・障害児福祉計画」があります。「障害者計画」および「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」は、「高齢者福祉計画」・「介護保険事業計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」とともに、福祉分野の重要な計画となっています。

「障害福祉計画」は、障害者の「生活支援」に関わる事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「障害者総合支援法」にもとづく計画です。

一方、「障害児福祉計画」は、障害児の「生活支援」に関わる事項のうち、障害児福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「児童福祉法」にもとづく計画です。

■計画の位置付け



3 計画の期間

第6期青梅市障害福祉計画および第2期青梅市障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年の計画とします。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

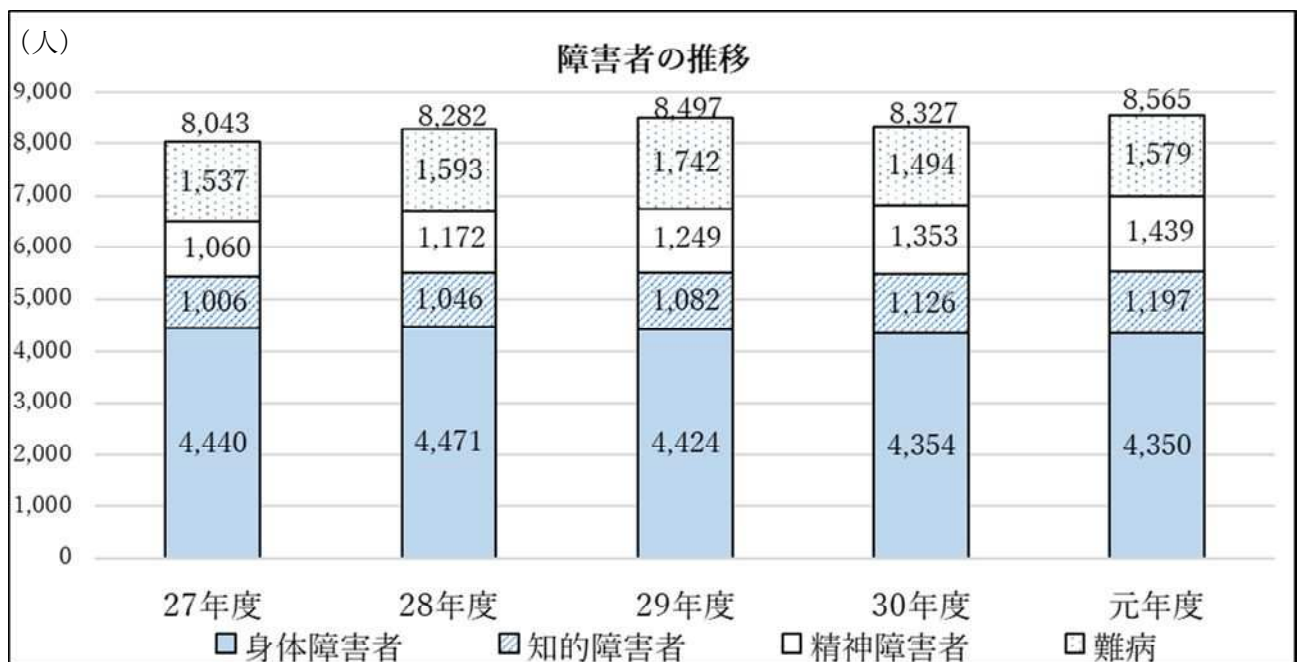
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者計画	第 4 期					第 5 期			
障害福祉計画	第 4 期			第 5 期			第 6 期		
障害児福祉計画				第 1 期			第 2 期		

4 青梅市の障害者の現状と前計画の振り返り

(1) 障害者の推移と傾向

ア 障害者全体の推移と傾向

障害者の推移をみると、年々増加しており、令和元年度においては、難病認定者を含め、8,565人となっています。身体障害者はわずかな減少傾向、知的障害者、精神障害者、難病いずれも増加傾向にある中、精神障害者の増加が顕著であり、全体としては、平成27年度と比較し、522人増加しています。



区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	伸び率
青梅市人口	136,545 人	135,570 人	134,708 人	133,574 人	132,593 人	97.1%
障害者数	8,043 人	8,282 人	8,497 人	8,327 人	8,565 人	106.5%
身体障害者	4,440 人	4,471 人	4,424 人	4,354 人	4,350 人	98.0%
知的障害者	1,006 人	1,046 人	1,082 人	1,126 人	1,197 人	119.0%
精神障害者	1,060 人	1,172 人	1,249 人	1,353 人	1,439 人	135.8%
難病	1,537 人	1,593 人	1,742 人	1,494 人	1,579 人	102.7%

※人口は各年度、翌年度の4月1日現在。

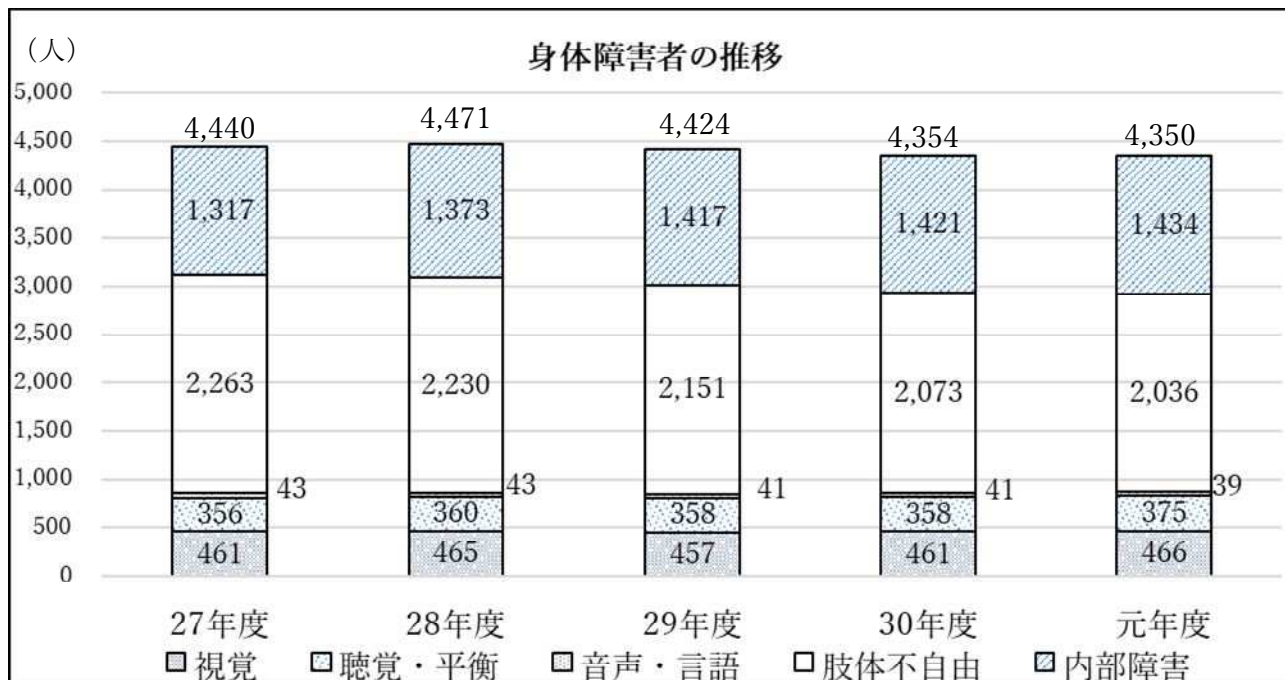
※障害者数は各年度3月31日現在の人数。

※伸び率は、令和元年度における平成27年度比

※統計上、各障害者手帳所持者を障害者児としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数。

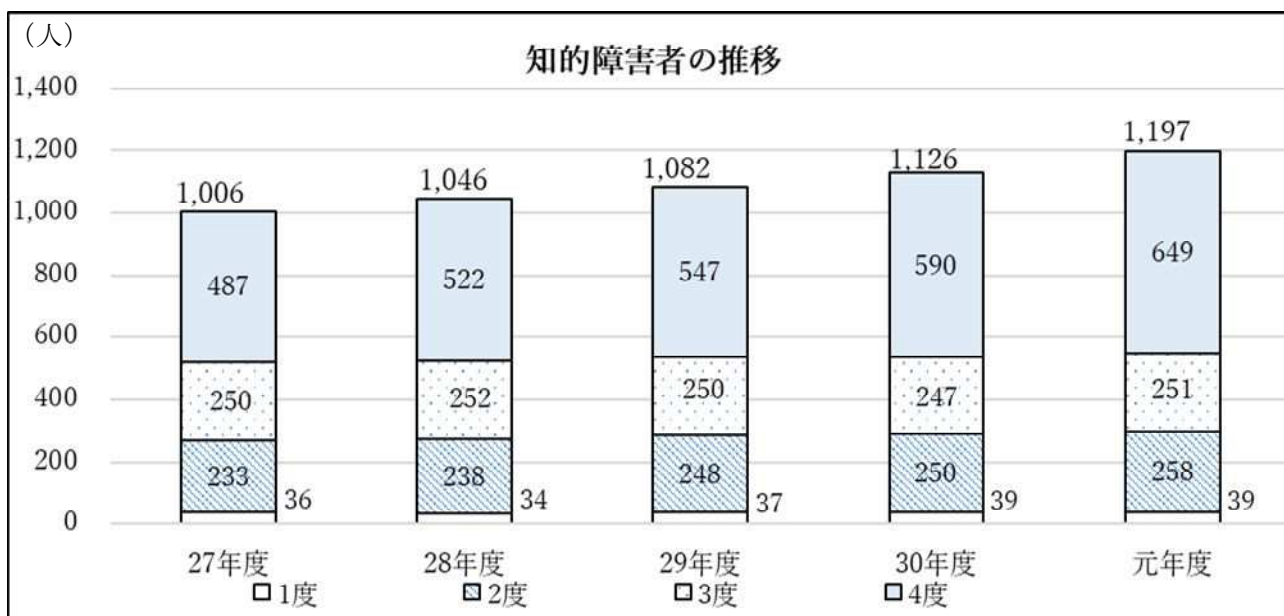
イ 身体障害者の推移と傾向

身体障害者の推移をみると、令和元年度においては、4,350人となっています。肢体不自由、視覚障害は減少傾向にあり全体としてわずかに減少傾向にありますが、内部障害、聴覚障害は増加傾向にあります。



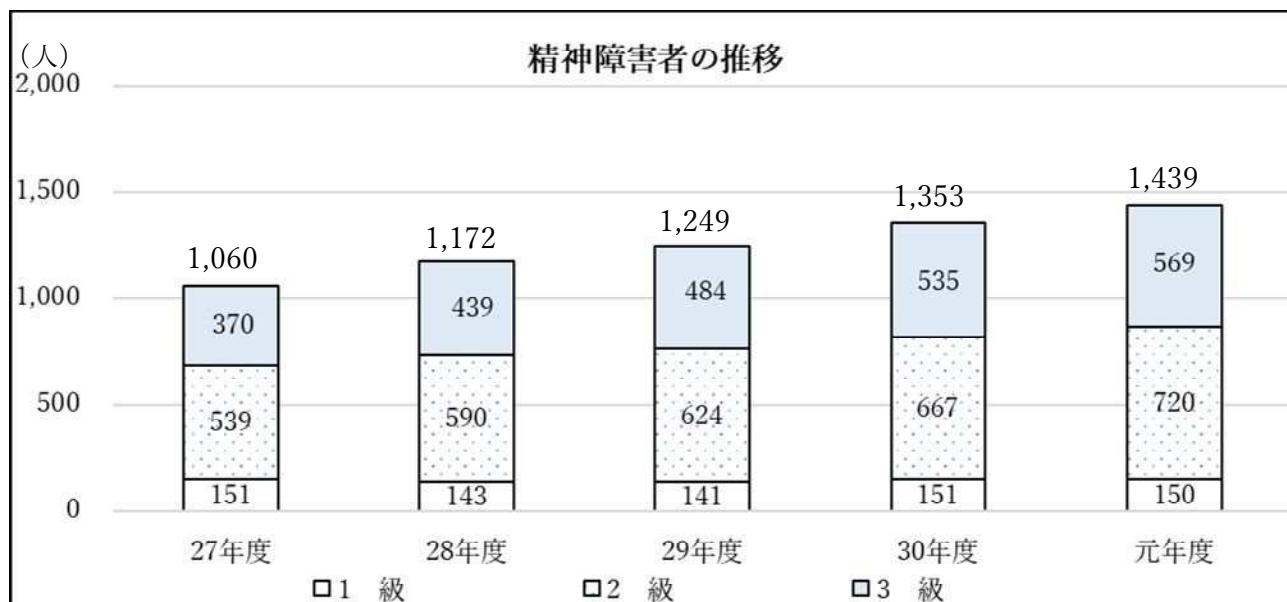
ウ 知的障害者の推移と傾向

知的障害者の推移を見ると、令和元年度においては、1,197人となっており、年々増加している状況にあります。認定別に見ると、4度（軽度）の方は、全体の半数を占め、特に増加傾向にあり、平成27年度に比べ162人増加しています。



エ 精神障害者の推移と傾向

精神障害者の推移を見ると、令和元年度においては、1,439人となっています。他の障害と比較し、増加が顕著であり、平成27年度に比べて、379人（伸び率：約135.8%）となっています。また、認定別に見ると、2級、3級が増加しており、1級は横ばい傾向にあります。



オ 難病患者の推移と傾向

令和元年度の難病医療助成者数は、1,579人で、難病新法（平成27年1月）の施行や経過措置の影響も含めて、平成27年度の比べ、42人増加しています。

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
難病医療助成対象者数	1,537人	1,593人	1,742人	1,494人	1,579人

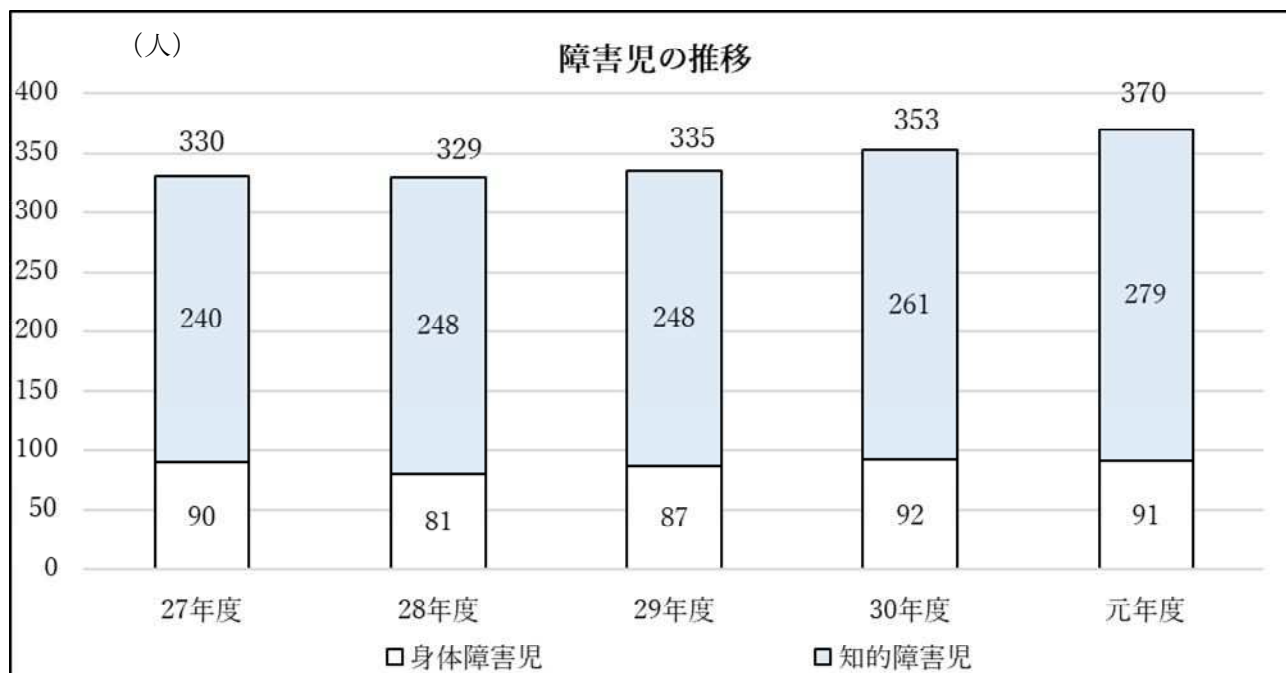
カ 高次脳機能障害者

34人（令和元年度末青梅市障がい者サポートセンター利用登録者数）
高次脳機能障害に関して、正確な統計数値はありません。

(2) 障害児の推移と傾向

ア 障害児の推移と傾向

手帳を所持する障害児は、令和元年度においては、370人となっており、知的障害が増加、全体として増加傾向です。発達の遅れ等があったとしても、障害者手帳を取得するとは限らないため、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どももいます。



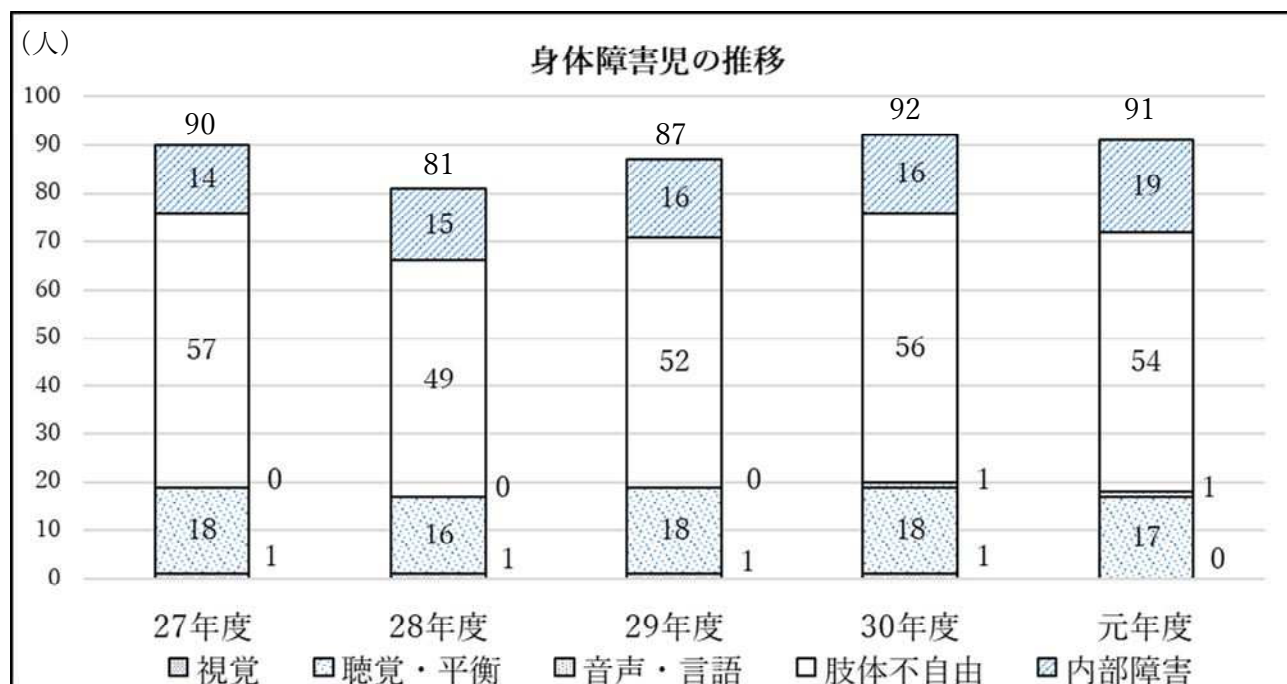
区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	伸び率
18 歳未満人口	20,498 人	20,060 人	19,497 人	19,041 人	18,366 人	89.6%
障害児数	330 人	329 人	335 人	353 人	370 人	112.1%
身体障害児	90 人	81 人	87 人	92 人	91 人	101.1%
知的障害児	240 人	248 人	248 人	261 人	279 人	116.3%

※18 歳未満の人口は、各年度 1 月 1 日現在。

※障害児の数は、各障害に関する手帳を所持している 18 歳未満の各年度 3 月 31 日の数。

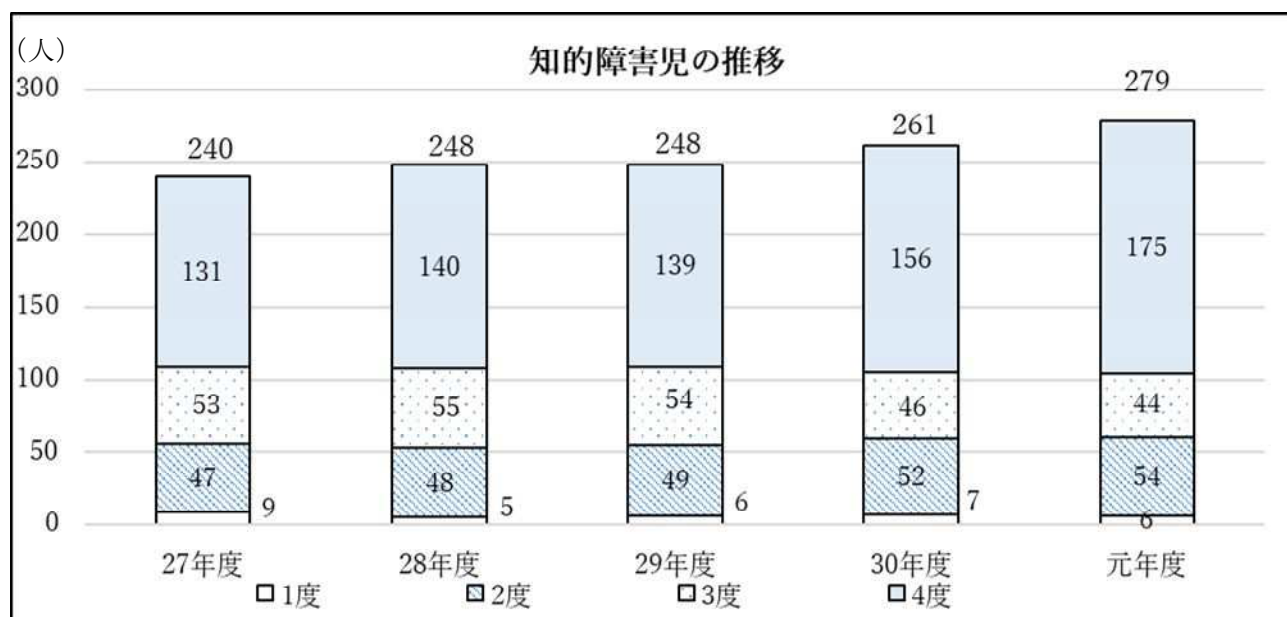
イ 身体障害児の推移と傾向

身体障害児の推移を見ると、令和元年度では、91 人となっています。認定別に見ると、1、2級の占める割合が多く、重度の障害児が多くなっています。



ウ 知的障害児の推移と傾向

身体障害児の推移を見ると、令和元年度では、279 人となっています。認定別に見ると、4度（軽度）の占める割合が多く、軽度の障害児が多くなっています。



(3)「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」におけるサービスの実施状況、取組の振り返り

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画に示した平成30年度から令和2年度までの3か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については以下のとおりです。

ア 障害福祉サービスの実施状況（第5期障害福祉計画）

- ・ 訪問系サービスでは、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者数が増加傾向にあります。一方、利用時間としては、重度訪問介護を除き、それほど伸びが高い状況ではありません。
- ・ 訪問系サービスでは、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者数が増加傾向にあります。一方、利用時間としては、重度訪問介護を除き、それほど伸びが高い状況ではありません。
- ・ 居住系サービスや相談支援では、計画相談、地域移行支援、地域定着支援などの相談支援や共同生活援助が増加傾向にある一方、施設入所支援は横ばいとなっています。

イ 地域生活支援事業の実施状況

- ・ 日常生活用具給付は増加傾向にありますが、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や情報・意思疎通支援用具などのコミュニケーションに関するサービスの利用は減少傾向にあります。

ウ 障害児向けサービスの実施状況（第1期障害児福祉計画）

- ・ 児童発達支援は急増し、放課後等デイサービスの利用は市内に新規事業所が増えたことにより増加しています。また、放課後等デイサービス事業の質の向上に対する取組として、青梅市放課後等デイサービス事業所連絡協議会を立ち上げ、情報共有、支援力向上のための研修会等を開催しました。一方、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は、市内および近隣に事業所が無いことから利用はありませんでした。

第 2 部 障害福祉計画

第 2 部 障害福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国は、令和 5 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するに当たり、令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上の削減を基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとしています。

青梅市の現状としては、施設入所者のうち地域生活へ移行する人が一定数いる中、新たに施設入所を希望される人もいることなどを踏まえ、令和 5 年度末における削減見込みは「0 人」、地域生活移行者数は「6 人程度」と設定しました。

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について、「障害者総合支援法」にもとづく障害者支援施設等として利用することとした施設を除いて設定しました。

【成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
令和元年末時点の入所者数(a)	114 人	令和 2 年 3 月 31 日の施設入所者数
目標年度入所者数(b)	114 人	令和 5 年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み(a-b)	0 人	既存入所の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は 1.6%以上削減)
【目標値】地域生活移行者数	6 人 6%	施設入所からグループホーム等へ移行者数 (令和2年3月31日の施設入所者数の6%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は、長期入院精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、精神病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会を構築していくこととしています。

①精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込み量を設定します。

【主な活動指標】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	33人	38人	43人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	2人	3人

②保健、医療および福祉関係者による協議の場

青梅市では、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築をしています。

【主な活動指標】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療および福祉関係者による協議の場の関係者の参加人数	48人	50人	50人
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回

(3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等の整備、機能の充実

国は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくこととしています。

青梅市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援のための機

能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備について、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を目指し、検討を進め、体制の充実を図ります。

【成果目標】

項 目	内 容
令和 5 年度末までに地域生活支援拠点等の整備	令和 4 年度に体制の確保を目標

【主な活動指標】

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域生活支援拠点等の検証および検討の回数	-	1 回	1 回

（４）相談支援体制の充実・強化等

国は、相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

青梅市では、地域の相談機関との連携強化の取組として、障害者地域自立支援協議会を通じた相談支援事業者と市の意見交換や、相談支援事業所連絡会等による事業者間のネットワークの構築も含め連携強化やスキルアップに取り組みます。

また、相談支援体制の充実・強化に向けて、下記①～④について各取り組みや機能の現状と今後実施すべき具体的な内容を把握した上で、基幹相談支援センターの設置（あり方）について検討していきます。

- ①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談の実施
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
- ③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援
- ④地域の相談機関との連携強化の取組の実施

【成果目標】

項 目	内 容
令和 5 年度末までに相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	体制の確保に向けた検討

【主な活動指標】

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	検討	検討	実施
指定特定相談支援事業所連絡会（相談支援部会）の実施	12 回	12 回	12 回

（５）発達障害者等に対する支援の充実

国は、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム^{*1}やペアレントトレーニング^{*2}など発達障害者等およびその家族に対する支援体制を確保することとしています。

青梅市では、関係機関と連携し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの体制の確保に向けた検討をします。

*1 ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を気付くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムのこと。

*2 ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的としたプログラムのこと。

*3 ペアレントメンター

発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた方。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化

国は、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行なえるよう、東京都が実施する障害福祉サービス等にかかる研修およびその他の研修への職員の参加人数の見込みを設定すること、また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築を求めています。

青梅市では、毎年、障がい者福祉課職員 8 人の研修受講を目標とし、審査結果の分析、共有体制の構築についての検討を進めます。

障害福祉サービス等を担う人材の確保は、現在も多くの事業所等で課題となっています。青梅市では、福祉の仕事のやりがいや魅力を感じることができるイベントの実施や、学校等と連携した理解促進の取組等を行い、福祉人材の確保に努め、障害者の特性に応じた適切な支援が提供できるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

【主な活動指標】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都が実施する研修への市職員の参加		8人	8人	8人
審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を活用し事業所等と共有	体制の有無	検討	検討	有
	実施回数	-	-	1回

（７）福祉施設から一般就労への移行

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国は、目標の設定に当たっては、今般の傾向等を踏まえつつ、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとしています。

青梅市は、これまでの実績および地域の実情を踏まえつつ、令和５年度末までに令和元年度実績の１．２７倍以上の一般就労への移行実績者数を設定しました。

【成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の 一般就労移行者数	９人	令和元年度において福祉施設を利用して、一般就労した方の数
うち、就労移行支援利用者	２人	令和元年度において就労移行支援利用して一般就労した方の数
うち、就労継続支援Ａ型	２人	令和元年度において就労継続支援Ａ型を利用して一般就労した方の数
うち、就労継続支援Ｂ型	５人	令和元年度において就労継続支援Ｂ型を利用して一般就労した方の数
【目標値】目標年度における 一般就労移行者数	１１人 １.２７倍	令和５年度において福祉施設を通じて、一般就労する方の数
うち、就労移行支援利用者	３人 １.３０倍	令和５年度において就労移行支援事業所等を利用して、一般就労する方の数
うち、就労継続支援Ａ型	２人 １.２６倍	令和５年度において就労継続支援Ａ型を利用して、一般就労する方の数
うち、就労継続支援Ｂ型	６人 １.２３倍	令和５年度において就労継続支援Ｂ型を利用して、一般就労する方の数

イ 就労定着支援事業の利用者数

国は、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率の設定を図ることとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域の事業所数等を踏まえて、令和５年度末における就労移行支援事業所等を通じて一般就労する利用者の７割が就労定着支援を利用することとしています。

青梅市は、これまでの実績および地域の実情を踏まえて、令和５年度末における就労移行者の７割以上が就労定着支援事業を利用すると設定しました。

【成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末の 就労移行支援事業の利用者数	70 人	令和元年度において就労移行支援事業を利用した方の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	80 人	令和５年度において就労移行支援事業を利用する方の数
【目標値】目標年度の 就労定着支援事業の利用者数	8 人 70.0%	令和５年度における就労移行者のうち７割以上が就労定着支援事業を利用

ウ 就労定着支援の事業所ごとの定着率

国は、令和５年度末において、就労移行支援事業所の利用者の就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上に設定するよう求めています。

青梅市では、一般就労の定着を推進していくため、全就労定着支援事業所において、就労移行率が８割以上の事業所を全体の７割以上に設定しました。

【成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
令和５年度末の 就労定着率が８割以上の事業所数	1 か所	青梅市内の就労定着支援事業所（２ か所）の７割以上

エ 就労定着支援による職場定着率

国は、障害者の就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率を、各年度における就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を８０％とすることとしています。

青梅市においても、就労定着に向けた支援を、就労支援センター等と連携を図りながら、各年度における支援開始１年後の定着率を、国の目標と同じ８０％に設定しました。

2 サービス等の見込量およびその確保策

第6期障害福祉計画は、令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を参考に想定される需要量としてサービス見込量を算定しています。

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

事業名	内 容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	118	119	120	121	122
重度訪問介護	人/月	9	9	10	10	11
同行援護	人/月	83	83	85	87	89
行動援護	人/月	26	26	28	30	32
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0
合計	時間/月	2,701	2,571	2,630	2,689	2,748
	人/月	236	237	243	248	254

【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和 2 年度の見込数をもとに、利用者数や障害者手帳所持者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

居宅介護サービスを提供する事業者は、ほぼ充足しています。今後も、サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の推移を見込みながら、その他のサービスを含めサービス利用の増加に対応していきます。このため、事業者には、国や東京都からの情報の提供を行うなど、今後見込まれる需要に対するサービスの確保を図ります。

あわせて、サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供を行います。

また、利用者に対しては、東京都障害福祉サービス情報などを利用して、障害者が利用するサービスを選択する幅を広げるための事業者情報の提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	福祉サービスを利用し一般就労した方に対し、利用者との対面による相談や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人/月	248	253	258	263	268
自立訓練 （機能訓練）	人/月	2	2	2	3	3
自立訓練 （生活訓練）	人/月	10	10	12	13	13
就労移行支援	人/月	70	65	70	75	80
就労継続支援 （Ａ型）	人/月	35	35	37	39	41
就労継続支援 （Ｂ型）	人/月	324	320	325	330	335
就労定着支援	人/月	28	35	40	45	50
療養介護	人/月	13	14	14	15	15
短期入所	人/月	119	108	125	130	135

【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和２年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や東京都の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援など、サービス量が確保されるような施策を検討します。

障害のある方で、就労を希望する方を支援するために設置した「青梅市就労支援センター」を有効に活用し、引き続き、市、民間企業、福祉施設等とハローワーク等公的機関が連携し、就労に関する支援の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した、障害者に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している障害者に対し、地域において自立した生活を営む上で必要な家事などの支援、相談支援等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設における、生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	2	3	4	5
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	182	185	190	195	200
施設入所支援	人/月	114	114	114	114	114

【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を強化するとともに、共同生活援助（グループホーム）の利用促進について、設置数が増加傾向にあります。青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する方針にもとづき、市民利用や重度障害の方の受入れが可能なグループホームの設置について、民間事業者に対し情報提供等の支援を図ります。

(4) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
計画相談支援	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害者です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、 ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成 ② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 支給決定後は、 ① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング) ② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨
地域移行支援	対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者です。 サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、6か月から12か月です。
地域定着支援	対象者は、独り暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者です。 サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12か月以内です。

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	1,606	1,650	1,722	1,780	1,820
地域移行支援	人/月	4	4	4	5	5
地域定着支援	人/月	0	1	2	3	5

【サービス見込量の考え方】

（計画相談支援）

障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として、3年間で計画的に全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を見込みました。

（地域移行支援）

福祉施設の入所者および入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みました。

※ 地域移行支援については、入所または入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院または入所前の居住地の市町村が、対象者数を見込みます。

（地域定着支援）

地域移行支援を受けた独り暮らしの方や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない方を勘案して、利用者数を見込みました。

【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援を検討します。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

また、サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。

3 地域生活支援事業

【事業の概要】

事業名		内 容
必須事業	①相談支援事業	地域の障害者等の福祉に関する問題について、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、事業者等との連絡調整（サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く。）などの便宜を総合的に提供します。
	②コミュニケーション支援事業	意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
	③日常生活用具給付等事業	日常生活における便宜を図るため、障害者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。
	④移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
	⑤地域活動支援センター事業	創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障害者の地域生活を支援します。
	⑥成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障害者に対して、申し立て費用や成年後見人報酬などの経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
その他事業	⑦日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。
	⑧自動車運転教習費補助事業	障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
	⑨自動車改造費補助事業	障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図ります。
	⑩点字図書給付等事業	希望する図書の点字変換費用の補助を行います。
	⑪奉仕員等養成事業	手話奉仕員（通訳者）、要約に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を実施します。
	⑫就労支援センター事業	障害者の企業就労等を支援するため、就労支援や生活支援のコーディネーターを配置し、必要な相談、情報提供、支援等を総合的にを行います。

【サービス見込量】

①相談支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談支援事業	相談件数	7,507	7,580	7,660	7,740	7,820

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込み数を踏まえ、今後の利用見込みを設定しました。

障がい者サポートセンターでは、一般相談支援をはじめ、高次脳機能障害や発達障害等の相談支援体制の充実を図り、個々の障害特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障害者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組みます。

②コミュニケーション（意思疎通）支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者派遣利用者	人	183	122	180	183	185
	時間	330	207	324	330	334
手話通訳者設置事業人数＊１	人	1	1	1	1	1

＊１ 障がい者福祉課窓口に通２回１人を配置。

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し事業の充実を図ります。

③日常生活用具費給付等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
日常生活用具費 給付等事業	件	3,349	3,485	3,659	3,805	3,957

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し、柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。

国や東京都の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を実施します。

④移動支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	人	158	158	162	166	200
	時間	12,608	12,640	12,880	13,280	16,000

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。

⑤地域活動支援センター事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業	か所	1	1	1	1	1

＜実施に向けての考え方＞

地域活動支援センターの基礎的事業や機能強化事業を実施してきた、障がい者サポートセンター事業の充実を図り、障害者支援事業所等に情報の提供や支援を行う体制を強化し、障害者の自立に向けた生活支援を引き続き実施します。

基礎的事業は、創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供を充実します。

機能強化事業（Ⅰ型）は、保健師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職員の配置による相談支援事業や福祉および地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成や障害者への理解のための普及啓発等の事業を引き続き実施します。

また、障害者（児）とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの整備を充実します。

⑥成年後見制度利用支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	件	0	4	5	5	6

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。

障害者の判断能力等を勘案して、補助、保佐、後見など、必要な支援に繋いでいきます。

⑦日中一時支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援事業	人	16	20	23	25	28
	日	158	100	150	152	160

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

需要に対してサービスの供給が少ない事業であることから、今後とも、国や東京都の施策を活用し、必要に応じて事業者への支援を検討し、供給の拡大を図ります。

⑧自動車運転教習費補助事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車運転教習費補助事業	件	1	3	4	4	5

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。

⑨自動車改造費補助事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車改造費補助事業	件	1	3	3	3	3

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

⑩点字図書給付等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
点字図書給付等事業	人	0	1	1	1	1

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

障害のある方の文化・教養享受の機会を確保するため、引き続き、点字図書給付等の助成を実施します。

⑪手話奉仕員等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者等養成事業	回	33	40	33	62	33
	人	36	40	40	60	40

※令和２年度、４年度は、隔年実施の上級手話講習会を実施。

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、今後の修了者の見込量を設定しました。

⑫就労支援センター事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労支援センター事業	雇用実績 (※１)	46	40	48	51	53
	相談件数 (※２)	5,885	5,980	5,985	6,035	6,085

※１ 雇用実績については、２か年の登録制のため、一定の規模で推移すると想定しました。

※２ 相談件数については、職場定着支援の増加を想定しました。

職場定着目標率は、就労支援定着事業による支援開始１年後の職場定着率目標と同様の80%とします。

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

青梅市障害者就労支援センターは平成２０年１０月に開設してから１３年を迎え、その間、職業相談、就職準備支援、ジョブコーチの派遣などの就労面の支援や日常生活支援、職業生活支援などの生活面の支援などを中心に、障害のある方の企業就労を支援してきました。

引き続き、就労後の職業定着支援や、障害者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関との連携を図り、継続した支援体制を整備します。

第3部 障害児福祉計画

第3部 障害児福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

国は、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（市町村単独が困難な時は圏域）に少なくとも1か所設置、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。

児童発達支援や放課後等デイサービス、障害者相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1か所以上が指定されている状況にあります。しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、全ての圏域で配置されているという状況に至っていません。また、保育所等訪問支援についても、全ての圏域で配置されているという状況に至っていません。青梅市では、引き続き、既存施設の活用や民間事業者による対応などについて検討します。

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にもとづき、地域社会への参加を推進します。

【成果目標】

項 目	内 容
令和5年度末までに児童発達支援センターの整備	設置に向け役割や機能を検討
令和5年度末までに保育所等訪問支援の体制を構築	構築

（２）医療的ニーズへの対応について

障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況にあります。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況になっていません。

国は、令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保する。また、令和５年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本（市町村単独が困難な時は圏域）とし、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

青梅市では、医療的ケア児支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置します。

また、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置について、役割やあり方を検討した上で、配置についての協議を進めます。

【成果目標】

項 目	令和５年度
令和５年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済
令和５年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
令和５年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置	配置

（３）放課後等デイサービスの質の向上について

障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められています。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大はしていますが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められています。

青梅市では、平成３０年度に設置した、放課後等デイサービス事業所連絡協議会における活動を充実させ、質の向上を図っていきます。

2 サービス等の見込量およびその確保策

(1) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
計 画 相 談 支 援	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害児です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、 ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成 ② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 支給決定後は、 ① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング) ② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第2期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画 相 談 支 援	人/月	24	40	48	51	53

【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図ります。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

また、サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。

(2) 障害児サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
児 童 発 達 支 援	障害児（未就学）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適用訓練を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第２期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
児 童 発 達 支 援	人/月	24	45	50	55	60
医 療 型 児 童 発 達 支 援	人/月	0	0	1	1	1
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人/月	278	283	293	303	313
保育所等訪問支援	人/月	0	2	3	4	5
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人/月	0	2	1	1	1

【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和２年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、民間事業者の活用を検討します。

第4部 計画の推進に向けて

第4部 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

障害福祉計画および障害児福祉計画を推進するため、その中心的な役割を担う「青梅市障害者地域自立支援協議会」（以下「自立支援協議会」という。）の充実を図るとともに、具体的な施策実現のため、必要な連携に努めます。

【自立支援協議会の所掌事務】（青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱から抜粋）

- （１）分野を超えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。
- （２）障害のある人、支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- （３）障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- （４）中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。
- （５）障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- （６）社会資源の開発および改善に関すること。
- （７）その他協議会において必要と認めること。

また、本計画を推進し、障害のある方が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠であることから、それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

2 計画の実施状況の点検・評価

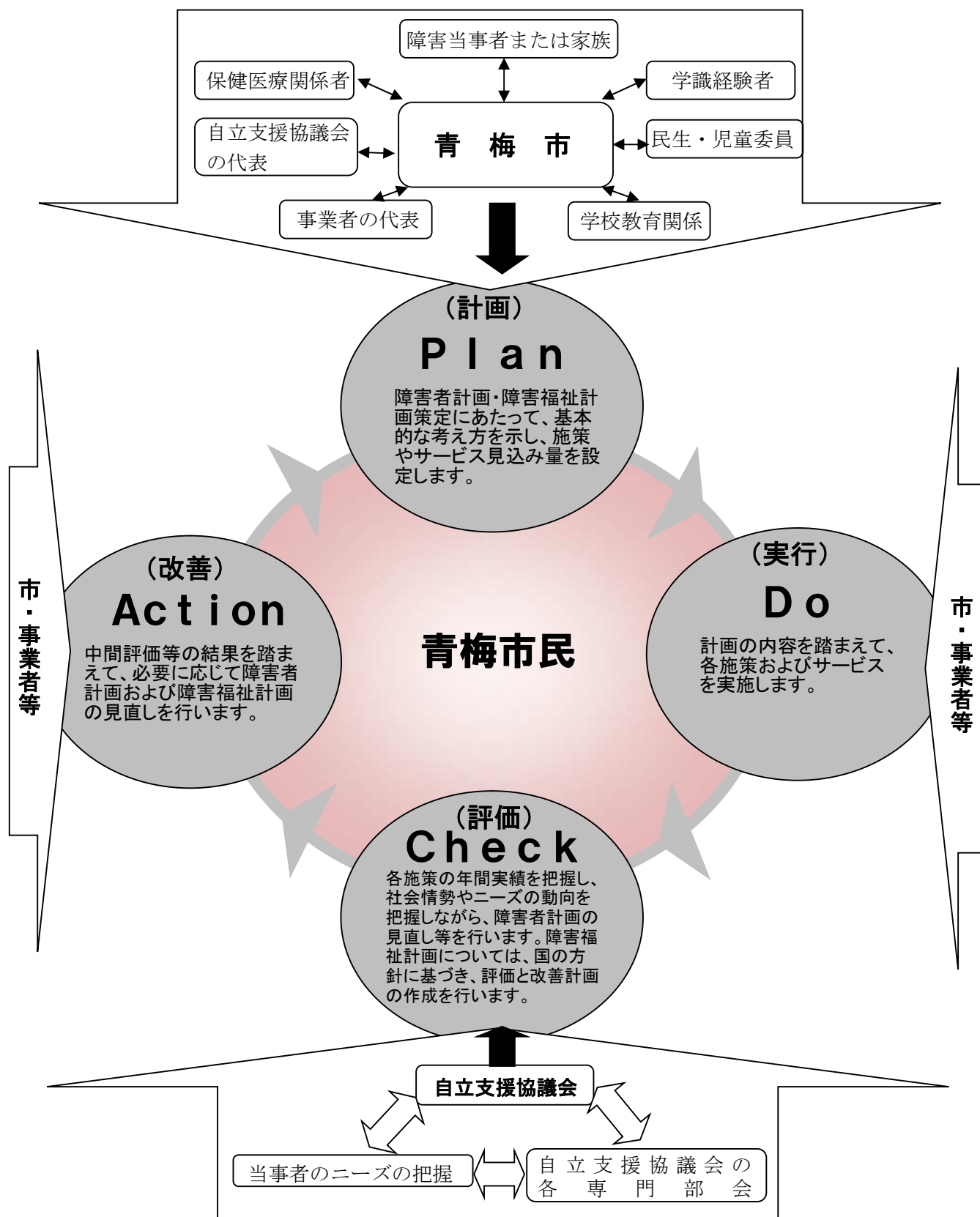
計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、民間企業等が、製品の品質向上や経費削減を検討する際に広く用いている「PDCAサイクル」の考え方を利用します。

「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が（Plan）で、実施が（Do）となります。

このような考えのもとで、計画推進のため、「PDCAサイクル」によるマネジメントの考え方を活用して、今回の計画の実施状況について、自立支援協議会において、毎年、点検・評価を行い、その結果を公表します。

そして、自立支援協議会の評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、個々人に対応する極め細やかな施策（計画）が進められるように努力します。

図 PDCAサイクル



3 サービス提供事業者の確保

障害者の社会参加の促進・障害福祉サービスの充実のため、新たな社会福祉法人やNPO法人、民間サービス事業者の参入が考えられるため、必要な障害福祉サービスが提供されるよう、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき、新たな事業所の参入支援を行うとともに、既存の事業者の育成、サービス提供事業者の安定確保に努めます。

4 サービス提供事業者の質の向上

適切かつ質の高い障害福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者への情報提供や障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する体制を構築し、質の向上に努めます。

5 国・東京都・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や東京都の補助金および制度を積極的に活用して、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するために周辺自治体との連携に努めます。

資料編

1 用語解説

あ行

愛の手帳

知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定の障害がある人に対し申請にもとづいて障害程度を判定し、知的障害者であることの証票として知事が交付するもの。

NPO

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

か行

介護保険

介護保険法にもとづくものであり、高齢者介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支えあう制度。

計画相談

サービス等の利用の際、相談および利用計画の作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援すること。

さ行

作業療法士

身体または精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護

者の生活相談事業など、様々な社会福祉事業を実施している。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。

障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者支援施設

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行い、日中と夜間を通して生活する入所施設のこと。

障害者就労支援センター

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労および生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。

障害者総合支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に、平成17年10月31日に成立し、平成18年4月から施行された法律。身体・知的・精神の障害別に分かれていたサービスの一元化や自己負担の定率負担化などが行われた。従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されている。

障害者地域自立支援協議会

福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議などを行う機関のこと。

障害福祉サービス

障害者総合支援法にもとづく障害のある人の福祉の仕組みであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。

ジョブコーチ

障害のある人が就労する際、できることできないことを事業所に伝えるなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請にもとづいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。

精神科病院

精神保健福祉法に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の精神病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば指定病院になることができる。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇施策が講じられている。

成年後見制度

契約における判断能力が不十分な方について、その能力を補充するために代理人等を定め、その方が悪徳商法の犠牲にされることを防ぐための制度。

精神保健福祉士

平成9年12月に成立した精神保健福祉士法にもとづく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門

職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う人のこと。

た行

地域生活支援事業

障害者総合支援法の中に位置づけられ、各市町村独自の判断で障害のある人の生活を支援する事業のこと。

定着支援

既に就業している障害のある人の職場への定着を支援すること。

点字

視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。

点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により創設され、従来の盲学校、聾学校および養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校として位置づけられたもの。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

なお、最近では広汎性発達障害に代わる用語として「自閉症スペクトラム（障害）」という呼び方が定着しつつある。

PDCAサイクル

業務を円滑に進めるため、「Plan（計画）、

Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）」といった4段階の作業を継続して行う運営手法。

福祉施設

社会福祉事業を実施する施設の総称。老人ホーム・保育所・救護施設など。

ペアレントメンター

発達障害のある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。同じような障害のある子どもを持つ親の悩みに共感し、子育てを通して子どもへのかかわり方や地域資源等について助言することができる。

ま行

マネジメント

一般にマネジメントとは経営などの管理をすることをいう。ここでは、計画を管理すること。

や行

要約筆記

聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつの方法で、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用してスクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

ら行

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。

また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

日付：令和3年2月16日時点

新旧对照表

○青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

改正後	現行	備考
青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針 平成14年10月1日実施	青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針 平成14年10月1日実施	
改正 平成17年4月1日 平成20年8月26日 平成24年4月1日 平成26年4月1日 平成30年7月1日	改正 平成17年4月1日 平成20年8月26日 平成24年4月1日 平成26年4月1日 平成30年7月1日	平成18年7月1日 平成23年4月1日 平成25年4月1日 平成27年4月1日
令和3年3月●日		
1 基本方針策定の主旨 青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置 <u>されてきた。</u> 一方、 <u>介護保険制度の開始や、障害者自立支援法の制定以降、福祉サービスは多様化が図られてきており、</u> <u>近年は、地域包括ケアシステムの構築と深化、地域共生型社会に向けた取組の中で、在宅福祉の推進と充実が図られてきている。</u> これらのことから、高齢者や障害者を含む全ての住民にとって、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、 <u>福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。</u>	1 基本方針策定の主旨 青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、近年における福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が <u>多く配置されているが、なお、建設希望があり、その対応に苦慮している。</u> 一方、 <u>近年の</u> 福祉サービスは多様化が図られてきており、 <u>在宅福祉が充実されてきている。また、国および東京都により従来の施設サービスとは異なり、地域に溶け込み、小規模で家庭的な共同生活を営むことのできるサービス施策が推進されている。</u> これらのことから、高齢者や障害者を含む全ての住民にとって、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、 <u>今後の</u> 福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。	
2 基本方針	2 基本方針 <u>今後の青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針について、平成10年3月の「青梅市における特別養護老人ホームに関</u>	

青梅市は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅サービスの整備を進めるものとする。市内における福祉施設等の整備については、この基本方針にもとづき対応し、また、意見を述べ必要な要請を行うものとする。

具体的な指標を必要とする場合は、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。

(1) 定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 介護療養型医療施設
- (オ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- (カ) 軽費老人ホーム
- (キ) 養護老人ホーム
- (ク) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設
- (ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、
次に掲げるとおりとする。

a 既存施設を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。ただし、定員100名未満の施設を整備する場合は、定員100名ま

する検討懇談会」提言によるとともに、当分の間、次の各号の区分にもとづき、意見を述べ必要な要請を行っていくものとする。

具体的な指標を必要とする場合は、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。

(1) 定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 介護療養型医療施設
- (オ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- (カ) 軽費老人ホーム
- (キ) 養護老人ホーム
- (ク) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設
- (ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

- (ア) 定員100名未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、定員100名まで定員増ができるものとする。

で定員増ができるものとする。

b 前号の規定に関わらず、ユニット型施設として整備する場合（従来型と同一建物内において一体的に設置する施設を含む）においては、定員が100名を超える施設が整備する場合においては、現行定員に1ユニットの定数を超えない範囲の定数を加算した定員までの定員増が、定員100名未満の施設整備の場合にあつては、定員100名に1ユニットの定数を超えない範囲の定数を加算した定員まで定員増ができるものとする。

(イ) 介護療養型医療施設については、次に掲げる施設への転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

- a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- b 介護老人保健施設（老人保健施設）
- c 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- d 軽費老人ホーム
- e 介護医療院

(ウ) 療養病床を有する医療施設については、介護医療院への施設の転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

(エ) 前記(ア)、(イ)または(ウ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

(2) 定員・施設増を検討する必要がある施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

イ 主に知的障害者のための日中活動支援施設（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものを除く。）

ウ 障害者グループホーム（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものおよび主たる対象が精神障

(イ) 介護療養型医療施設については、次に掲げる施設への転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

- a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- b 介護老人保健施設（老人保健施設）
- c 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- d 軽費老人ホーム
- e 介護医療院

(ウ) 療養病床を有する医療施設については、介護医療院への施設の転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

(エ) 前記(ア)、(イ)または(ウ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

(2) 定員・施設増を検討する必要がある施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

害者であるものを除く。)

(3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ア 認知症高齢者グループホーム

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホーム

ウ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための障害者グループホーム

エ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための日中活動支援施設

3 実施期日

この基本方針は、平成14年10月1日から実施する。

4 経過措置

- (1) この基本方針の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
- (2) この基本方針の一部改正は、平成18年7月1日から実施する。
- (3) この基本方針の一部改正は、平成20年8月26日から実施し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第2項第1号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成24年3月31日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。
- (4) この基本方針の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (5) この基本方針の一部改正は、平成24年4月1日から実施し、改正後の第2項第1号ア(エ)および同号イ(イ)の規定は、平成23年10月20日から適用する。ただし、改正後の第2項第1号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成27年3月31日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の2割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

(3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ア 認知症高齢者グループホーム

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホーム

ウ 障害者グループホーム (主たる対象が精神障害者であるものを除く。)

エ 主に知的障害者のための日中活動支援施設

3 実施期日

この基本方針は、平成14年10月1日から実施する。

4 経過措置

- (1) この基本方針の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
- (2) この基本方針の一部改正は、平成18年7月1日から実施する。
- (3) この基本方針の一部改正は、平成20年8月26日から実施し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第2項第1号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成24年3月31日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。
- (4) この基本方針の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (5) この基本方針の一部改正は、平成24年4月1日から実施し、改正後の第2項第1号ア(エ)および同号イ(イ)の規定は、平成23年10月20日から適用する。ただし、改正後の第2項第1号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成27年3月31日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の2割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

- (7) この基本方針の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成30年7月1日から実施する。
- (10) この基本方針の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

- (7) この基本方針の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成30年7月1日から実施する。

障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生の
まち青梅市条例(案)にかかるパブリック・コメントの実施結果(案)

1 意見募集概要

ア 実施期間 令和3年1月15日(金)から1月29日(金)まで

イ 周知方法 広報おうめ1月15日号

青梅市ホームページ

実施期間中に行政メールおよびツイッターでも告知

ウ 閲覧場所 障がい者福祉課、行政情報コーナー、ネッツたまぐー
センター、各市民センター、中央図書館、障がい者サポ
ートセンター、子育て支援センター

エ 意見受付方法 郵送、ファックス、電子メール、直接障がい者福祉
課窓口へ持参

2 募集結果

ア 意見提出者数 3名

郵送	ファックス	電子メール	持参
1名	0名	2名	0名

イ 意見の件数 7件

【条例制定の 背景】	【目的・定義・ 基本理念等につ いて】	【障害を理由 とする差別の 解消につい て】	【差別等事案 を解決するた めの仕組みにつ いて】	【その他】
	第1章 総則(第1条 —第5条)	第2章 障害を理由と する差別の解 消(第6条・第 7条)	第3章 差別等事案を 解決するた めの仕組み(第 8条—第13 条)	第4章 雑則(第14 条) 付則 ほか
0件	1件	1件	0件	5件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明 するもの	その他
0件	3件	4件

	市民からの意見	市の考え方
1	障がい者が障がいのない人たちとおなじ生活をする権利を有することを宣言し、その実現のための周囲の人の心構え、とるべき行動を概括的に宣言し、細部は規則にゆだねるという方法もあるのではないかと思います。	この条例は、差別解消を図るための基本理念を定め、この基本理念にもとづき市や市民等の責務を定めております。 また、差別を解決するための仕組みについても定めており、この仕組みにかかる様式等については規則に委ねることとしております。
2	条例案では三条で障がい者の基本的人権に触れています。位置に違和感を覚えます。	東京都や多摩地区の制定団体の条例においても第3条に定める基本理念の一つとして基本的人権の保障について定めております。 青梅市においても、障害者基本法第3条を参考に、障害のあるなしにかかわらず、全ての人が基本的人権を享有することを第3条の基本理念の一つとして規定しようとするものです。
3	条例の概要文中の、「障害を理由とする差別の解消について」⑥（障害を理由とする差別の禁止）に記載のある、「不当な差別的取扱い」について、「不当な」という文言を削除すべきと考えます。 条例文中で、「差別」という言葉に「不当な」という言葉が付け加えられている箇所は当該部分のみであること。また、差別自体が不当であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にも、「不当」であるか「正当」であるかについて、分けた記述はない。 差別自体が不当なのであり、あえて不当という言葉をつけ加えることで、差別には不当なものと正当なものがあるという、認識を、市民に広げるおそれがある。	この条例において「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、問題となる事務・事業の諸事情が同じ状況において、障がいのない人を障がいのない人より不利に取り扱うことを指します。 一方、障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらないことから、このような積極的改善措置については「不当な差別的取扱い」から除くよう、条例においては定義付けをする予定です。

	市民からの意見	市の考え方
4	1 必要以上の手助けはされたくない おそらく、私は障害者のうちに入りますので、そういった目線であると思うことがあるとすれば、自分の力でできることは自分でやりたいと言うことです。 実際、普通に生活することすら困難ですから、手助けを借りることが必要な場面は非常に多いです。 ですが、私は気持ちとしては無用な手助けはして欲しくないです。「ああすればいい」「こうすればいい」と提案してくれることは嬉しくもありますが、こちら（障害者側）の意思確認がされていなければ、「分かってくれていないのかな」「話を聞く気があるのかな」と不安になります。	御意見のような合理的配慮の提供につきましては、具体的な場面や状況により異なり、多様性かつ個別性の高いもので、本人が望んでいる対応と異なるケースもあると考えられます。合理的配慮の提供に関する考え方の周知、啓発を推進していくための御意見として参考にさせていただきます。
5	2 差別と区別 障害者と一様に言っても、私もそれぞれ、どんなことで困っているか区別や判別がつきません。 ある程度の知能があれば、劣等感なり不必要な存在であると言う疑問を抱いたりすると思います。メンタル面で手助けを受け入れられないということもあります(受けられないわけではない)。 また、そう言った気持ちを持ち合わせていたり、相手への配慮から手助けを借りることに躊躇します。 おそらく、健常者側も声をかけるべきか迷うことがあるのと同様に「助けて欲しい」と言うのも勇気があることなのです。 手助けを借りることの公共的な面で障害者側の手助けが必要である『意思表示』はあったほうがいいのかなと感じました。私は教育に詳しくないのですが「手助けが必要な人です」と言うようなガイドラインやマークを青梅市内で見た記憶がないので手助けを必要としている人と気づいて手助けをしたい人をうまくマッチングするようにできれば、お互いにより良く生活を送れるかもしれません。	御意見のような合理的配慮の提供には、相互理解を通じお互いが納得できる対応を見出すことが重要です。 建設的な対話の考え方を取り入れながら啓発を推進するとともに、今後の啓発事業の立案、推進していく上で参考にさせていただきます。

	市民からの意見	市の考え方
6	3 当たり前前に感謝する気持ち 障害者側として、困った場面に遭遇すると心理面で余裕がないので、配慮くださったり、親切にしていだいたり、手助けを借りた時にお礼を言えないことがあります。そんな時にあの時にお礼を言えていなかったと後悔します。お礼を言うチャンスは、それが最初で最後だった。と。一期一会と心得ていても余裕ができるのはいつも場面を過ぎてからです。もしも障害者の関係者や介助者が手助けをされているところを見かけたら代わりにお礼を言ってあげてください。それもできない場合もあるので、そういう感謝の気持ちを伝える機会があると 「障害者は助けてもらって当たり前だと思っている」というような軋轢を少しは解消できるのではないかと思います。毎回同じように気持ちよく親切に対応できるとは限らないと考えられますので、データとして収集して公開しておいてもよさそうです。客観的根拠を提示できれば、ある程度は払拭できると信じています。	御指摘の趣旨につきましては、今後の啓発事業の立案、推進していく上で参考にさせていただきます。
7	毎回当事者同士でうまくコミュニケーションをとる時間があればいいのですが、現実には厳しいです。障害者差別を禁止しただけでは効果的ではない気はするので、理解・協力・努力をお互いにできてうまく共生していけるといいですね。私個人としては将来に不安しか感じないので、障害者の未婚率というのが少し気になります。普通でありたいですが障害者は結婚相手として懸念があると言われれば気持ち的にはわかる気がするので、差別というより優位性において不利だと分かります・・・。	本条例では、障がいのある人にとっての困りごとや不利益をもたらす社会的障壁の解消を盛り込んでいます。 条例の周知を図るとともに、今後の啓発事業の立案、推進していく上で参考にさせていただきます。

障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共
生のまち青梅市条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）

第 2 章 障害を理由とする差別の解消（第 6 条・第 7 条）

第 3 章 差別等事案を解決するための仕組み（第 8 条―第 13 条）

第 4 章 雑則（第 14 条）

付則

青梅市は、全ての市民等が等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合いながら、安心して心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

しかしながら、今なお、障がいのある人は、日常生活や社会生活において、周囲の障害および障がいのある人への理解不足や偏見、誤解により不利益な扱いを受けたり、配慮が不十分な社会の仕組みにより様々な不自由に直面したり、社会的障壁により生きづらさを感じている実情があり、社会における活動や社会への参加も十分に行えていません。

青梅市は、障がいのある人の権利の擁護等にかかる理念が全ての市民等に浸透し、味わいのある人生を歩むために、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）の趣旨を受け、障害を理由とする差別を解消することに関する基本理念ならびに当該基本理念にもとづく青梅市（以下「市」という。）、市民等および事業者の責務と取組について必要な事項を定め、もって障害および障がいのある人に対する社会全体の理解を深め、全ての市民等が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するこ

とを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 障害者手帳等の所持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害または難病その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあっては、障がい）」と総称する。）がある者（障害が重複する者を含む。）であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、または在勤し、もしくは在学する者および市を訪れる者をいう。
- (3) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (4) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 障害を理由とする差別 次号の不当な差別的取扱いを行うことおよび第7号の合理的配慮を提供しないことをいう。
- (6) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスおよび各種機会の提供を拒否することまたはこれらの提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障がいのない人に対しては付さない条件を付することなどにより、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱い、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。ただし、障がいのある人の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別の措置は除く。
- (7) 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、社会的障壁を除去するために、その性別、年齢および障害の状態に応じて

配慮を行うことをいう。ただし、均衡を失し、または、過度の負担を課すものは除く。

(8) 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格および個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。

(9) 障害の社会モデル 障がいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

(10) 情報バリアフリー 高齢者や障がいのある人などが情報通信を利用する上での障害をなくし、全ての人が情報通信を利用できることをいう。

(11) ICT Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称であり、コンピュータや情報通信ネットワークなどの通信技術を活用したコミュニケーションをいう。

(12) ユニバーサルマナー 自分とは違うだれかのことを思いやり、理解し、高齢者や障がいのある人など、様々な人の目線で考え、行動する心づかいのことをいう。

(13) 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

(14) 助言 障害を理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）にかかる者に対し、当該差別等事案の解決を図るための助言を行うことをいう。

(15) あっせん 差別等事案にかかる者の間に入り、当該差別等事案の解決を図るための調整を行うことをいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 障がいのある人も障がいのない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) 社会的障壁の除去および合理的配慮の提供は、障害の社会モデルを踏まえて、障害の有無にかかわらず、全ての市民等にとって有益であ

ることを認識し、互いに協力するべきものであること。

- (3) 障がいのある人は、社会を構成する一員として、生涯にわたり、社会、政治、経済、教育、文化、芸術、スポーツその他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるべきものであること。
- (4) 障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）、点字、音声情報、イラストその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段について、情報バリアフリーの配慮およびICTの活用により選択の機会の拡大が図られるべきものであること。
- (5) 障がいのある人が女性である場合等、障がいのある人が、その性別、年齢等の複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされるべきものであり、障がいのある児童に対しては、障がいのある成人と異なる支援がなされるべきものであること。
- (6) 障害を理由とする差別を解消するためには、障害および障がいのある人に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識のもとに、全ての市民等が相互理解を進め、障害、障がいのある人および障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進するべきものであること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図るものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、市民等および事業者に対して、障害、障がいのある人および障害の社会モデルに対する関心および理解を深めるための啓発活動（市民等に対する啓発活動にあつては、幼少期から年齢を問わずに実施されるもの）に努めるとともに、市民等および事業者の適切な行動を促すために、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進するものとする。
- 3 市は、障がいのある人も障がいのない人も、地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせるまちをつくるよう努めるものとする。

(市民等および事業者の責務)

第5条 市民等および事業者は、基本理念にのっとり、障害、障がいのある人および障害の社会モデルについて自ら積極的に関心および理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、障がいのある人から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消

(障害を理由とする差別の禁止)

第6条 何人も、障がいのある人およびその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第7条 市および事業者は、その事務または事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害により本人の意思表示が困難な場合において、障がいのある人の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があったときは、合理的配慮を提供しなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。
- (2) 意思疎通を図るときおよび不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (3) 商品を販売し、またはサービスを提供するとき。
- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 労働者の募集、採用および労働条件を決定するとき。
- (6) 医療またはリハビリテーションを提供するとき。
- (7) 教育、療育または保育を行うとき。
- (8) 住居、道路、建物その他の生活環境に関する施設、設備またはサービスを提供するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、市および事業者の事務または事業が社会的障壁となって、障がいのある人に対し日常生活または社会生活に相当な制限を与えているとき。

2 合理的配慮の提供は、建設的対話を通じて、その実施に伴う負担が過

重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて行わなければならない。

第3章 差別等事案を解決するための仕組み

(特定相談)

第8条 障がいのある人、その家族もしくは後見人その他障がいのある人を現に保護する者（以下これらの者を「障がいのある人またはその関係者」という。）または市民等（障がいのある人またはその関係者を除く。第11条において同じ。）もしくは事業者は、差別等事案について、市に障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 青梅市長（以下「市長」という。）は、特定相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 事実の確認および把握

(2) 必要な情報提供

3 市長は、前項に掲げる事務のほか、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 差別等事案の関係者間の調整

(2) 関係行政機関への紹介および関係行政機関との連携

4 特定相談にかかる関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項各号に掲げる事項に関して協力しなければならない。

5 市は、特定相談にかかる事務の全部または一部について、委託等を行うことができる。

(助言またはあっせんの申立て)

第9条 障がいのある人またはその関係者は、市内において、差別等事案があるときは、市長に対し、差別等事案を解決するために必要な助言またはあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 前項の申立ては、前条の規定にもとづく特定相談を経た後でなければすることができない。ただし、緊急の必要性があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、その差別等事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関する場合であつて、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 34 条および第 35 条に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- (3) 同一の差別等事案について、過去に第 1 項の規定によるあつせんの申立てを行ったことがあるとき。
- (4) 障がいのある人またはその関係者が、第 1 項の申立ての原因となる事実のあることを知った日（継続する行為にあつては、その行為の終了したことを知った日）から 3 年を経過しているものであるとき。ただし、その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。
- (5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年東京都条例第 86 号）第 9 条の規定にもとづく東京都知事に対するあつせんの求めがなされている場合等、第 1 項の申立てを行うことが適当でないと認めるとき。
- (6) 第 1 項の申立てが、当該差別的事案にかかる障がいのある人の意に反することが明らかなとき。

（事実の調査）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の申立てがあつたときは、当該申立てにかかる事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言またはあつせん）

第 11 条 市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、協議会（第 13 条第 1 項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言またはあつせんを行うことの適否および行うとした場合のその手段について諮問するものとする。

2 協議会は、前項の諮問に対し、答申するものとする。この場合において、答申をするために必要があると認めるときは、差別等事案にかかる障がいのある人またはその関係者または市民等もしくは事業者に対し、

その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

3 市長は、協議会が助言またはあっせんを行うことが適当であると判断したときは、差別等事案にかかる障がいのある人またはその関係者または市民等もしくは事業者に対し、協議会の答申内容にもとづき、助言またはあっせんを行うものとする。

4 助言またはあっせんは、次のいずれかに該当したときは終了するものとする。

(1) 当該差別等事案が解決したとき。

(2) 助言またはあっせんによっては、当該差別等事案の解決の見込みがないと、市長および協議会が認めるとき。

(3) 第9条第1項の規定にもとづき、助言またはあっせんの申立てを行った者が、自ら助言またはあっせんの申立てを取り下げる意思を示したとき。

(勧告)

第12条 市長は、前条第3項の規定により助言またはあっせんを行った場合において、障害を理由とする差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言またはあっせんに従わないときは、当該助言またはあっせんに従うよう勧告することができる。

(協議会)

第13条 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、青梅市障害を理由とする差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 市長から諮問のあった差別等事案に関して協議し、答申を行うこと。

(2) 法第18条に規定する協議会の事務等に関すること。

3 協議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、法第17条第1項に規定する関係機関および同条第2項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、また、同様とする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(検討)

2 この条例については、障がいのある人にかかる法制度の動向、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるものとする。

(委員の任期の特例)

3 施行日以後、最初に任命する委員の任期は、第 1 3 条第 5 項本文の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

令和2年度 市内における虐待通報等の状況

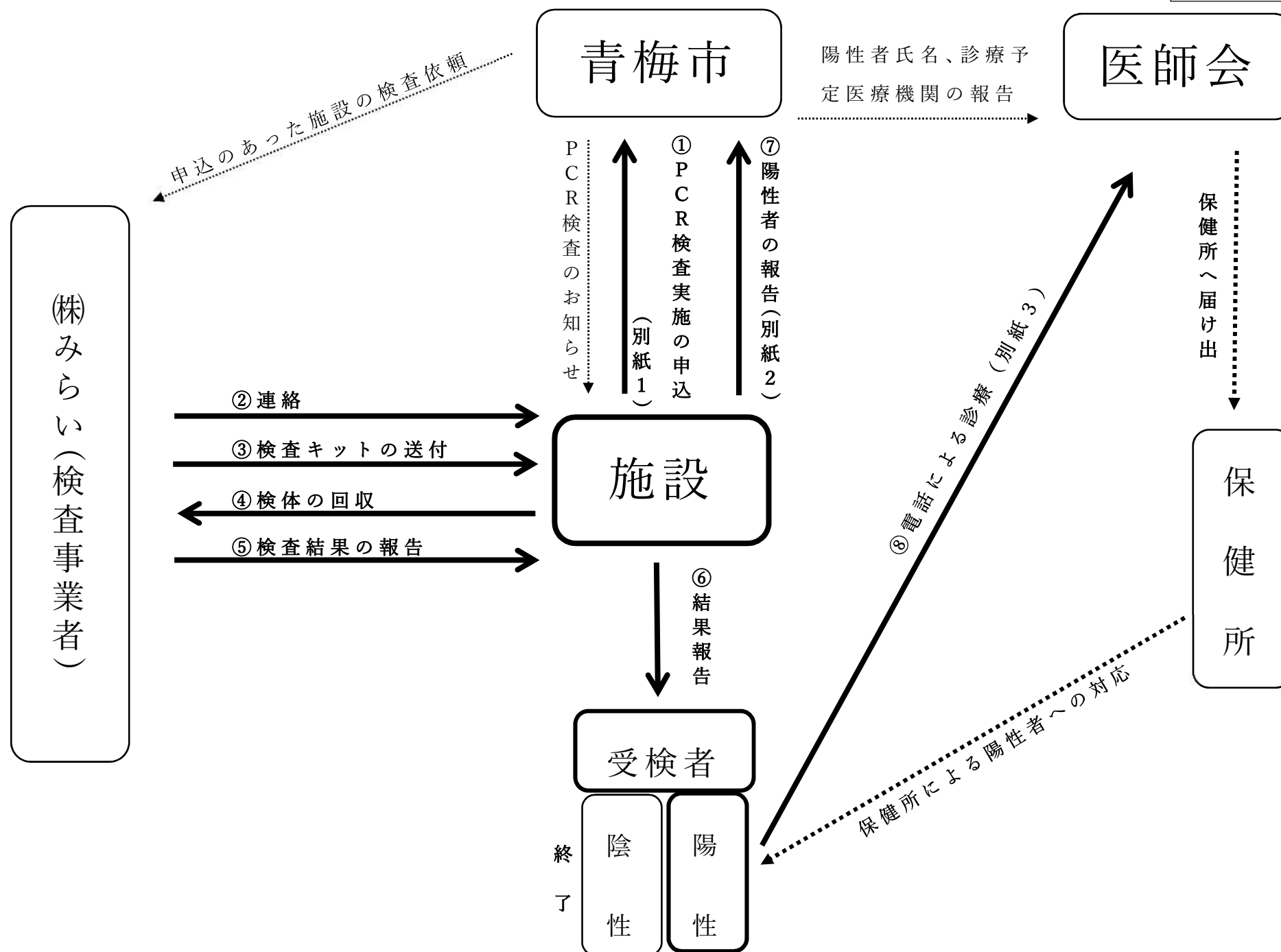
1 通報等の状況

令和3年1月31日現在

内訳	通報件数	調査対応中	調査対応終了	
			認定あり	認定なし
養護者	1件	1件	0件	0件
障害者福祉施設従事者等	4件		2件	2件
使用者	1件	1件	0件	0件
計	6件	2件	2件	2件

2 通報、対応状況

[illegible]



令和3年度 青梅市障害者地域自立支援協議会 日程表

第1回	日 時	2021年5月28日（金）午後5時45分～午後7時45分
	会 場	青梅市役所 2階 205・206会議室
第2回	日 時	2021年9月2日（木）午後2時～午後4時
	会 場	青梅市役所 2階 204・205会議室
第3回	日 時	2021年12月2日（木）午後2時～午後4時
	会 場	青梅市役所 2階 202・203会議室
第4回	日 時	2022年2月28日（月）午後5時45分～午後7時45分
	会 場	青梅市役所 2階 205・206会議室

*この他に、各専門部会があります。